

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 高橋 元

- 1 日時
平成26年1月15日（水曜日）
午前10時2分開会、午後3時54分散会
（うち現地調査 午前10時5分～午前11時54分、
休憩 午前11時55分～午後1時1分、午後3時2分～午後3時18分）
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
高橋元委員長、神崎浩之副委員長、飯澤匡委員、高橋昌造委員、岩渕誠委員、
小西和子委員、斉藤信委員、吉田敬子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
村上担当書記、水野担当書記、蛇口併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 商工労働観光部
橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、
木村商工企画室企画課長、佐藤自動車産業振興課長、山村経営支援課総括課長、
石川科学・ものづくり振興課総括課長、佐藤産業経済交流課総括課長、
岩渕観光課総括課長、飛鳥川企業立地推進課総括課長、
千田雇用労働対策・労働室労働課長
 - (2) 教育委員会
菅野教育長、堀江教育次長兼教育企画室長、作山教育次長兼学校教育室長、
大林首席指導主事兼生徒指導課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
継続調査（教育委員会関係）
 - (1) 県立美術館の運営状況について
 - (2) 商工業のなりわいの再生について
- 9 議事の内容

○高橋元委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

千葉併任書記は、インフルエンザにより欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに委員席の変更についてお諮りいたします。今回の委員会の所属変更に伴い、委員席につきましては、現在御着席のとおりといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議ないようでありますので、さよう決定いたしました。

次に、継続調査を行います。なお、県立美術館の運営状況等については現地に出向いて調査を行います。このため現地調査終了後、議事堂に戻った時点で昼食休憩とし、その後、午後1時から委員会室において「商工業のなりわいの再生について」調査を行いますので、あらかじめ御了承願います。

また、教育委員会から、いじめの状況について発言を求められております。本日は、閉会中の委員会であり、さきの12月定例会において閉会中の調査事件として議決されているものに教育委員会職員の出席を求める案件がないため、教育委員会に対する出席要求を行っておりませんが、継続調査終了後、教育委員会の関係職員を入室させたうえで発言を許したいと思っておりますので、あわせて御了承をお願いいたします。

それでは、バスで移動いたしますので玄関前まで御移動願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工労働観光部関係の「商工業のなりわいの再生について」調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思っております。

なお、高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長は身内の御不幸により欠席となりますので、御了承願います。

それでは、当局から説明を求めます。

○木村商工企画室企画課長 商工業のなりわいの再生につきまして、配付しております資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、被災事業所の事業再開状況についてでございますが、表のとおり商工会議所・商工会の会員で被災した4,341事業所を調査対象といたしまして、平成25年11月1日現在、営業継続・再開が3,179事業所、73.2%となっております。

次に、取り組み状況に関しましては、三つに分けて、①企業支援等、②観光振興、③雇用対策の順に御説明させていただきます。

まず、企業支援等、復旧・復興に向けた被災企業への金融支援、施設整備支援に関しま

して、7項目について御説明申し上げます。

①でございますが、二重債務問題への対応についてでございます。岩手県産業復興相談センターの支援決定件数でございますが、債権買取件数が91件、これに長期返済猶予、新規融資を合わせまして143件となっております。国の東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数は84件となっております、合わせて227事業者に支援を決定しているところでございます。

今後の対応方法といたしましては、岩手県産業復興相談センターと国の支援機構が連携し、総合的な二重債務問題に取り組むこととしております。

なお、横長の資料も添付させていただいておりますけれども、別添の資料は国の平成26年度予算案、平成25年度補正予算案の主な事業内容を参考までに配付しているものでございますが、その1枚目の資料1のとおり、国の平成26年度予算案に二重債務問題に係る必要な事業費が計上されているところでございます。岩手県産業復興相談センターの相談件数は、平成25年11月末現在で473企業となっているところでございます。

次に、②はいわゆるグループ補助についてでございます。認定状況は表のとおりでございます。平成25年度、第2回採択分までで、累計で102グループ、1,193者の事業採択になっております。平成25年12月末締め切りの第3次公募についてでございますが、今後採択となるものでございます。今後の対応方向といたしましては、事業の適切なフォローアップが必要と考えております。

なお、先ほどの横長の資料をごらんいただきたいと思うのですが、横長の資料の2ページ目、資料2の部分でございますが、国の平成25年度補正予算案及び平成26年度の予算案にグループ補助の予算が計上されているところでございます。もう一枚開いていただいた資料は、被災地における商業施設の整備というところでございますけれども、被災事業者以外のテナントとして入居する共同店舗の施設整備の支援についてですが、国の平成25年度補正予算案に計上されているものでございます。

次に参ります。③は、仮設施設の整備状況についてでございます。事業完成箇所数については表のとおりでございます。なお、仮設施設に関しましては、解体撤去費が課題となっているところですが、先ほどの横長の資料の4ページ目、資料4をごらんいただければと思いますが、中小企業基盤整備機構の運営費交付金がかかれてありますけれども、市町村に対する仮設施設の解体撤去費の補助に関する費用が計上されているところでございます。

次のページに入りまして、④でございます。国際海洋研究拠点の構築についてでございます。国が設置地域を公募中の海洋エネルギー実証フィールドへの申請に向けた取り組みを行っているところでございます。現在学識経験者、漁業者、商工業者等により検討委員会を開催するほか、漁船漁業者等の海域利用者への説明会を行うなど、その調整、合意形成を図るよう来月の公募期限に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、⑤はカイゼンによる生産性の向上の取り組みについてでございます。平成25年度

は、事業者グループに対する現地指導など、7者に対して行ったところでございます。今年度は大船渡市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町の15者に拡大してカイゼンに取り組んでいるところでございます。

次に、⑥は販路の回復、取引拡大に向けた取り組み、三陸復興商品力向上プロジェクトの展開についてでございます。県、岩手県工業技術センター、岩手県産株式会社の3者が共同で専門家チームを立ち上げまして、販路、取引拡大の前提となります商品力の向上に特化した支援を行っているところでございます。支援している企業数につきましては、表のとおりでございますが、前年度に比較いたしまして企業数も増加しているところでございます。

この項目の最後、⑦でございます。岩手県産株式会社ですが、平成26年が創業50周年になることから、地域資源を活用した岩手県オリジナルのプライベートブランドぺっこのシリーズを平成25年12月17日に第一弾として菓子メーカー11社、30アイテムの発売を開始したところでございます。

続きまして、2番目の項目、観光振興につきまして御説明させていただきます。①の観光客の入込状況についてでございますが、平成24年1月から12月でございますが、2,740.1万人回と震災前の平成22年の5.3%増と、ほぼ震災前までの水準に回復してきているところでございます。なお、県内主要観光地14カ所における入り込みでは、4月から10月までの数字になりますが、平成25年度は398.2万人回と、前年同期に比較いたしまして4.0%の減となっているところでございます。

今後の対応といたしましては、あまちゃん効果の継続に向けた情報発信と、県北沿岸地域の誘客拡大、回遊促進に向けた各種宣伝、誘客事業のほか、ドラマのロケ地や三陸ジオパークなど新たな誘客要因を生かした回遊ルートの設定や、旅行会社やマスコミ招請等を実施することとしております。

次に、②の外国人観光客の入込状況について御説明いたします。平成24年度は4万6,841人回と、震災前の平成22年の53.5%減という状況になっているところでございます。

今後の対応方向といたしましては、台湾からのプログラムチャーター便による誘客拡大等に取り組むこととしております。また、台湾でのあまちゃん放映を契機といたしました現地テレビ局とのタイアップによる観光PRを展開してまいります。

③の教育旅行の状況についてでございますが、平成24年は3,274校、20万1,518人回と、震災前の平成22年より5%増となっているところでございます。

最後の項目でございます雇用対策のところでございます。被災離職者就業支援、雇用の創出についてでございます。①の緊急雇用創出事業についてでございますが、平成25年11月末現在で2万4,210人となっております。②の事業復興型雇用創出事業等の活用による安定的な雇用創出についてでございますが、平成25年10月末現在で1万3,827人の実績となっております。

今後の対応方向といたしましては、国の平成25年度補正予算案で事業復興型雇用創出事

業の基金が積み増しされたことから、引き続き安定的な雇用の創出に取り組んでまいります。

次に、企業誘致による雇用の創出についてでございますが、平成 24 年度の立地件数は 37 件と、前年に比較して増加しておりますが、平成 25 年度は 12 月現在で 13 件となっております。

次のページになりますが、国の津波・原子力災害地域雇用創出企業立地補助金でございますが、本県の採択は 12 件、26 億円となっております。そして、市町村とか全体の採択状況は次のページでございますが、参考のとおりでございます。現在 2 次公募が行われているところでございます。

横長の資料 5 になりますが、平成 26 年度予算案で補助金基金が積み増しをされるということから、沿岸被災地におきます増設等も含めた制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

最後に、産業再生特区についてでございますが、認定を受けることによりまして、法人税等の税制優遇措置があるものでございますが、現在 279 事業者が認定されているところでございますが、制度のさらなる周知を図るために、復興局を中心といたしまして、地域での出前説明会や税理士会への周知等を継続しているところでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきたいと思っております。

○高橋元委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○斉藤信委員 復興の一つの重要な柱である商工業の再生問題についてお聞きをしたいと思います。

まず最初に、商工会議所、商工会会員事業所の事業再開状況ということで、4,341 事業所、会員が被災して、3,179 事業所、73.2%が営業継続、再開ということでした。震災から 2 年 10 カ月が経過しましたが、この間の休業、転出、廃業の推移を示していただけませんか。

○山村経営支援課総括課長 事業再開状況の推移でございます。昨年度、平成 24 年 11 月時点では再開が 72.2%、本年度の 6 月 1 日、9 月 1 日も 73.4%でございました。今回 73.2 というところで、再開している事業所がやや減っておりますが、これは一旦再開した事業者が、いろいろな事情で廃業あるいは統合したりといった事情があるようでございます。ちょうど 1 年前、平成 24 年 11 月時点で休業は 6.5%、転出、廃業が 17.6%でございます。

○斉藤信委員 大体 73%ぐらいのところ、ほぼ落ち着いていると。これは、復興局の調査だと、営業再開が約 52%で、一部再開が 20%ちょっとということですから、営業再開の中にも基本的に再開したところと、部分的な再開をしたところも含めて恐らく 73%ということなのだと思います。そして、休業、廃業というのは大体おさまってきたのかなと。ただ、この中には、恐らく仮設店舗で営業再開というのがあると思います。先ほどの説明でも、353 カ所で仮設店舗等を整備されたと。これは 1,700 区画を超えていると思いますが、こ

の仮設が部分再開ということになるのか、仮設店舗での再開というのはどういう評価になりますか。

○山村経営支援課総括課長 仮設店舗での再開についても、再開に含まれていると考えております。評価ということでございますが、本設までの間の再開ということとっております。

○斉藤信委員 被災地を回っている専門家の調査が4冊ぐらいの本になってはいますが、彼らの分析によると、仮設店舗の本設の可能性というのは約5割程度ではないのかと。仮設店舗で終わってしまうという企業が少なくないのではないかと指摘をしている方もいます。仮設店舗で再開したというのは、岩手県の特徴です。仮設店舗の1,700区画というのは、福島県、宮城県を合わせた以上の数なのです。だから、岩手県は仮設店舗でかなりの規模、営業を再開したと。しかし、そこでの営業を継続することが大変な課題で、さらにそこから本設までどうやって営業を継続し、本設への展開を支援できるかというのが、岩手県の商工業の再生にとっては極めて重要な課題だと思っておりますが、仮設店舗の営業状況に対する支援、本設への支援の見通しを示していただきたい。

○山村経営支援課総括課長 仮設店舗の継続に向けた状況ですけれども、県といたしましては、それぞれのお店づくり、魅力アップのために個店づくりの専門家、コンサルタントの派遣事業でありましたり、あるいは仮設商店街の機能アップ、例えばスロープをつけるとか、看板を設置するとか、そういった小規模な追加工事に対する補助も実施しているところでございます。こうした支援を通じて、仮設での営業をしっかりとやっていただく面を支援しています。また、本設に向けては、まちづくりの土地ができないと、なかなか実際には移行できませんので、移行ができる際にはグループ補助金等を活用して、しっかりと再建を支援できるように制度をきちんと用意できるようにしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 資料の①のア、イですけれども、岩手県産業復興相談センターにかかわる債権買取の件数は91件、東日本大震災事業所再生支援機構の債権買取は84件、これは1月に91件ぐらいまでいったようですけれども、いずれにしても170件から180件ですよ。岩手県の第1期の計画は3月末までなのですが、二重債務支援件数の目標というのは625件でした。625件から見ると、175件というのは、極めて目標から低い到達にとどまっていると、相談件数も少ないと。これはなぜなのか、これをどういうふうに打開するのかお聞きしたい。

○山村経営支援課総括課長 二重債権の買取に関してでございます。事業者の資金繰りの支援、債権買取もございしますが、ここに書いてあるアにあるように、長期返済猶予であったり、新規融資であったり、こういったものを利用してやっていただいておりますので、必ずしも買取件数だけではないということが一つ。

あとは、先ほども申しましたが、本格復興という状況でもありませんので、資金需要が今のところ当初の想定よりも落ち着いている面もあるかと思えます。

また、再開の支援に関してはグループ補助金とか水産庁の補助金とか、融資面だけ、資

金面だけではなくて具体的な補助もありまして、そういったものも事業者の方はいろいろ活用して再開されているということで、二重債権の買取件数は、当初の想定より低くなっていると考えております。

○**斉藤信委員** 当初の数より低いと、ちょっと低いのではないのです。半分もいっていないのです。3分の1もいっていない。だから、当初、二重債務の解消では、もっと幅広く救済することを考えたけれども、それが3分の1以下にとどまっているところをシビアに見て改善を図らないといけないと思います。これから本格復興に入れば、また二重債務が発生しますから、困っている業者が多いと思うので、この間確かにかなり頑張っ、91件とか84件の債務整理をして、努力しているのはわかるけれども、当初の1期計画から見たら、3分の1以下にとどまっていることをもっとリアルに見て、目標どおりにいかなかったら商工業の再生ができないというぐらいの気持ちでこの問題に取り組む必要があるのではないかと思います。この問題をどういうふうに分析して、打開しようとしているか、改めて簡潔にはっきり答えてください。

○**山村経営支援課総括課長** 当初の想定に比べて低いのはそのとおりでございます。今委員からお話いただいたように、岩手県産業復興相談センターで、仮施設を1戸1戸訪問したりとか、私どももいろいろ努力しております。目的とすると、事業者の再建を総合的に支援するということだと思いますので、債権買取もきちんと対応したいと思ひますし、グループ補助金なども使って、いろいろな施策と合わせて事業者の再建支援をこれまでどおりやっていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 先ほどの来年度予算の説明で、来年度も予算化をされたということでした。中小企業再生支援協議会事業、これは補正で31億円、本予算で35億5,000万円ということですよ。

○**山村経営支援課総括課長** 違います。これは前年度、平成25年度が31億円です。

○**斉藤信委員** そうなの。前年度並み、そういうことですね。来年度、取り組みが停滞することはないということですね。

あと東日本大震災事業者再生支援機構、これは期日が決まっているのですか、それともいつまで取り組まれることになっていますか。

○**山村経営支援課総括課長** 東日本大震災事業者再生支援機構についても、来年度も今年度と同様に事業が行われると承知しております。

○**斉藤信委員** ずっとというのではなくて、年度毎ということですね。なかなかそこが事業者にしてみると、来年いっぱいで見通しが立たない事業者が多いわけです。まちづくりの事業の関係で、商店街の形成などというのは、2年後、3年後ですから。だから、そこからあたりをぜひ、やっぱり1年1年たたないと事業が継続するかどうかわからないという、それは今の復興の推移、状況から見て、そういう単年度主義的な対応ではだめだということもきっちり政府にも示していただきたい。

次に、グループ補助金の問題ですけれども、平成25年度の認定が7グループ34者とい

うことで、残念ながらこれは激減をしたと。激減した理由、状況。それと、予算説明で年末にいただいた資料では、補正で 204 億円、本予算で 220 億円、合わせると来年度は実質 420 億円という規模の事業になるのかどうか。今の状況を含めて示していただきたい。

○山村経営支援課総括課長 グループ補助金でございます。件数が減っていることに関しましては、一つは、これまでの間に相当の事業者の方が事業再建されていると。もう一つは、先ほど来お話ししていただいているように、商業とか、まちづくりが進まないことによって再開に至らない方も相当いらっしゃるということで、申請件数も減っているものと認識しております。

国の予算につきましては、今お話しのとおり、補正で 204 億円、来年度予算案として 221 億円ということで、これを使いまして、来年度分もですし、これから繰り越し等の手続も必要ですので、そういったものの財源に充てられるものと考えております。

○斉藤信委員 残念ながらグループ補助金の申請が、今年度は大幅に減ったと。予算も少なかつたということもありますが、それどころでなく減ったというのは大変残念でした。平成 25 年度はたしか 90 億円あったのだけれども、今のところで 12 億円ですから、最後の申請もこれから認定になると思いますけれども、残念ながらこれは再生がおくれている、復興がおくれているという裏返しであると思います。それだけに、この事業もまだ来年、再来年継続されないと。今一番本設で使いたい制度はこれなのです。4分の3の補助というのは。そういう意味でいけば、補正を含めて 424 億円余の予算は、これは計上されたということは歓迎したい。これは東北 3 県に限定になりますか。ことしはたしか限定されているのだと思うけれども、岩手県は大体このうちのどのぐらいの配分になるのかということわかりますか。

○山村経営支援課総括課長 対象は 3 県だけだと認識しております。岩手県の分が幾らぐらいかというのは、わかりかねます。

○斉藤信委員 恐らく今までの実績を見れば、比率が 3 割なのか。福島県はかなりおこなっていますし、宮城県は事業所が多いということもあるから、大体の比率はわかると思いますが、420 億円ということになれば、恐らくことし並みかそれ以上の事業費にはなるのではないかと。これを積極的に活用できるように。今年は商業者のグループも別枠で予算化して対象にしたのですけれども、これは結果的にはほとんど申請がなかった。商業者の再建がおこなわれているのだと思います。その点大変心配です。

実は今陸前高田市では、区画整理事業で中心市街地を先行的に整備をすると。商工会は 100 事業所を対象に、陸前高田市が大型商業施設をつくって賃貸するとか、ショッピングセンターを誘致するとか、住宅兼店舗とか、さまざまなパターンで商業を集積しようという計画を示して、今移行調査をやっています。来年度の予算で、たしかこういう取り組みにも補助が出るようになったと思いますが、そうした商業者の新たな出店、貸店舗、商業施設への支援策というのはどうなっていますか。

○山村経営支援課総括課長 先ほどの資料、横版の図が多いやつ、3 ページ、資料 3、下

のほうの概要で絵が描いてありますが、通常のグループ補助金は被災事業者の事業再建なのですけれども、新しい補助制度として商業機能をつくらなければならないということで、この右側に域外の事業者の方も含めた共同店舗の整備事業についても補助対象になるというような新しい制度が国でつくられております。詳細については、これから制度設計等が行われるものと思われまます。

○齊藤信委員 この概要を見ると、自治体による施設整備も対象と書いていますし、被災中小企業の補助率は4分の3ということですから、グループ補助金に相当する。こういうものは積極的に活用できるように、内容を把握してやっていただきたい。

あと仮設商店街は、集積したというメリットを生かして、本設展開も一緒になって、商業施設に移転したいという希望も大変強いものがありますので、そうしたときにも使えるように、グループ補助金とあわせて、よく調査研究して対応していただきたいと思います。

先ほどの説明で、国際海洋研究拠点の構築というので、平成26年2月末が申請書の提出期限だと。あと1カ月ちょっとですね。これは煮詰まっていけないのではないかなと思うが、漁業者との合意形成、そして申請する上での計画の熟度、対象地域、どうなっているのでしょうか。

○石川科学・ものづくり振興課総括課長 国際海洋研究拠点の構築についての御質問がございました。実証フィールドについては、国で今公募をかけておまして、締め切りが2月末になってございます。それにつきまして、外部有識者を含めての検討委員会を設けまして、これまで3回開いております。第4回目の検討委員会が今月の20日に予定されておまして、ここで申請書の素案といったものをお出ししたいと考えております。委員からお話がありましたように、さまざまな関係者がおまして、調整を進めている状況にございます。

○齊藤信委員 釜石。

○石川科学・ものづくり振興課総括課長 釜石沖でございます。

○齊藤信委員 期日は迫っていますが、魅力ある事業だと思いますが、関係団体、関係者との丁寧な合意は、利害関係も絡むことですから、しっかりとやっていただきたいと思えます。

カイゼンによる生産性向上の取り組みということで、平成24年度は7者、平成25年度は15者に指導されていますが、実際これによって経営がどう改善されて、それが雇用確保に結びついているのかどうか、この点についてお聞きしたい。

○佐藤産業経済交流課総括課長 カイゼン導入の効果についての御質問でございますけれども、当部で把握しておりますカイゼン導入の効果については3点あると考えております。直接的な部分としまして、個別の事業工程、いわゆるラインについての生産性、効率が上がってきているということが共通に挙げられると思えます。また、人材の育成という面でカイゼンの活動を通しまして、それぞれに取り組んでいらっしゃる社員が、みずから創意工夫をするという意識の改革などが進みまして、そういった意味での人材の育成での

効果があると考えております。こういった生産性の向上、あるいは人材育成の効果等を通じまして、結果として、経営体質の強化が図られていくものと考えてございます。

○**斉藤信委員** 水産加工業もこの対象になってやっていると思うのだけれども、一番悩んでいるのは人材確保なのです。私が聞きたいのは、カイゼンに取り組んで、生産性の向上とか、人材の育成とか経営の改善ということであれば、雇用に結びついているのか、人材確保に結びついているのかと。どうもそういうことを聞かないのだ。今水産加工業全体が本当に人材の確保に苦しんでいます。そういう点で聞いたのです。具体的な成果に結びついていますかと。皆さんの事業の評価ではないのです。現実問題として、企業がそのことによって、今直面している困難をどう打開しているかと聞いているのです。どうですか。

○**佐藤産業経済交流課総括課長** 直接の雇用の確保につながっているかという御質問に関しましては、定数的、定量的なデータは、私どものからお答えしにくいのですけれども、具体的な、サンマの加工ラインであるとか、イカの加工ライン、個別の生産性の向上の積み上げによりまして、思うように被災前に比べて人が集まらないといった企業等において、現状の条件下で、前より少ない人数で同じような業務をやらなければならないとか、そういう中で効率性を上げていくことによって事業を継続させていくことができるといったふうな効果は出ているのではないかと考えております。

○**斉藤信委員** 私が質問した趣旨をよく踏まえてやってください。というのは、県庁も一回カイゼンをやったのですが、今やっていないでしょう。行政改革で、トヨタ方式のカイゼンというのを県庁もやったのです。無駄を省くという点ではいいことがあったかもしれないけれども、続かなかつた。だから、本当に生かせるものは生かすけれども、トヨタ方式というのは自動車の生産工程なのです。そして看板方式で、材料は必要なときだけという下請いじめの側面もあるのです。大企業だからもつところもあるので、生かせるものは生かすけれども、水産加工業というのは再建の途上にあつて、人材確保に本当に困っているので、そこに結びつくようなカイゼンに実らせていただきたいという意味で聞いたのです。

最後です。雇用の問題を聞いて終わります。雇用確保が大変重要な課題だと思っております。緊急雇用創出事業で、累計2万4,210人となっているのですが、基本的には6カ月雇用で累積しているのでしょうか。年間の実数で見ると3,500人程度ですよね。そのうち沿岸被災地で雇用されているのは、昨年1,500人ぐらいだったと思いますが、この実態。そして、雇用創出基金事業を来年は4割減らすというわけです。基本的に被災地の雇用を守るのかということをしっかり聞きたい。

それと、瓦れき処理の雇用が1,300人いました。これはもう確実になくなります。だから、緊急雇用創出事業で1,500人、瓦れき処理で1,300人、そのほかに、臨時雇用も数十人規模でそれぞれの市町村やっているのです。被災地の復興、再建には、被災地優先で取り組むべきだと思いますが、現状と来年度の雇用確保の取り組みについてお聞きをしたい。

○**寺本雇用対策・労働室長** まず緊急雇用の2万4,210人の内訳でございます。これは本

来単純に足せないとは思ってはいるのですが、事業の進捗という意味で御理解をいただきたいなということで、目標1万7,000人に対してこれだけできているということで御理解いただきたいと思います。平成23年度が、1万1,308人、平成24年度が9,079人、平成25年度が11月末現在ですが、3,823人という形でございます。この3,823人の55%ぐらいが沿岸市町村、そのほかが内陸ということでございます。

あとは、来年度の見通しについてでございますけれども、これは、まだ予算決まっていませんから要求ベースになります。1,700人くらいかと思っております。額としましては40億円ぐらいを確保して、県にも十数億円ぐらい確保する予定でございまして、緊急雇用創出事業は生活支援という面もありますが、その分に対して12億円ぐらいありますから、そちらは大体確保できるようなにはなるのかと思います。

今の御質問に対しては、緊急雇用の分の人数が減ることと、あとは瓦れきが1,300人いるので、大体2,800人とか3,000人ぐらいになるかと思いますが、一方で、御案内のように、今の人員の状況は、かつてないほど求人数が多くて、今ですと2万9,000人ぐらい、求職者数が2万7,000人ぐらいで、非常に人が少なくなっている、人材不足で困っている現状もあります。人材不足に対応しながらということと、あとは下に書いてあります事業復興型ということで、長期の安定的な雇用をつくっていくということで、来年度、人材確保の問題と安定的な雇用という形で緊急雇用の調整をしながらと考えております。

○**斉藤信委員** 委員長申しわけない、一つだけ確認して終わります。

確かに有効求人倍率は1.08倍で史上最高なのです。ただ、ミスマッチなのです。求人が多いから、その気になったら就職できるかということと、できないというのが実態なのです。労働局の資料でも、資格や経験が求められる求職者が少ないとか、有資格者、経験者が少ない。交代制勤務、資金面などで求人、求職双方のニーズが合わないとか、通勤時間等の生活環境が変わったと。それだけ求人があっても、ミスマッチというのはありますから、求人があるから雇用が拡大するという単純ではないと思います。そこはよく見ていかなくてはならない。復興の特殊事情みたいなものがあるのです。

もう一つ、正規の求人が少ないのです。半分ぐらいです。実際に就職している人たちの正規の比率は3分の1です。だから、そういう意味でいくと、被災地で一家の生計を支える仕事は決して多くないというのも実態なので、有効求人倍率は劇的に改善しているのだけれども、復興という特殊事情で、簡単に解消できないミスマッチがあると。

最後に、お聞きしたいのは、被災地の緊急雇用は減らすのか、維持するのか。その見通しはまだ立っていませんか。

○**寺本雇用対策・労働室長** まず前段のところですが、来年度、考えていかなければならないのは、きめ細かな対応ということだと思いますし、正規雇用の拡大ということは、安定的な雇用を考えていかなければならないと思っています。そういうことで、二つ目の第2のステージみたいな形で雇用対策を考えていかなければいけないと思います。

直接的に御質問がありました、来年度の沿岸の緊急雇用については、額は減るとと思

ます。これは、市町村との調整が必要になっておりますので、今後必要な予算が決まってから調整するという形で進めていきたいと思っております。

○高橋昌造委員 私からは3点についてお伺いいたします。

まず、起業支援等の関係で、先ほど斉藤委員からもお話があったカイゼンによる生産性向上の取り組みです。これを見ると何かトヨタに丸投げしているような感じがするのです。やはり窓口を一本化にして、例えばここにも出ております地元の岩手産業振興センターが中心になって、やるべきではないかと。

それから、今やりとりをお聞きして、その成果というか、成果指標の項目をきちんと整理をして取り組んでいるのか。それから、その結果を、今は被災地だけではない、全県下でこのことについては経営力の向上というのはみんな関心があるわけです。そういう情報公開をやっておられるのか。もし、やっておらないのであれば、今後検討するお考えがあるのか、これらが最初に第1点。

次に、三陸復興商品力向上プロジェクトの展開ということですが、いつも気になるのですが、ここの消費者の代表とか、いわゆる産学官の中でも消費者がどういうニーズを求めているか。それから、金融機関はいろんな異業種との取引があるわけです。金融機関も巻き込んで、幅広い方々に入ってもらって専門家チームをつくってやったら、もう少し商品力の向上につながるのではないのかと。これは、ここだけの問題ではない、県全体の問題として、いつも思うところなのですが、ここのところはどうか、お伺いいたします。

○佐藤産業経済交流課総括課長 まず、カイゼンの展開に関しての窓口を、例えば岩手産業振興センターに一本化してはという御質問でございますが、窓口は一本でやらせていただいております。当然実際に展開する場合には、沿岸の広域振興局と連携しまして、常にコミュニケーションをとりながら実施しているところでございます。ただ、実際のカイゼンの専門の指導とかアドバイス、技術に関しましては、トヨタ関連の会社等の、復興支援のお志もあるところですが、そういったところの力をかりつつ実施しているところでございます。

また、成果指標を示してという部分でございますけれども、今それぞれ15者、カイゼンの指導を受けて展開していただいているところでございますけれども、それぞれの企業ごとにみずからの抱える課題、事業者みずからが課題だとはっきりと見えておられる方と、まずはちょっと見てもらって、どういうところにうちの企業は改善点があるのだろうか、まずアドバイスをもらいたいというお考えのところと、それぞれ事業主によって状況が異なっておるところもございまして、共通の指標を掲げるという形では実施しておらないところでございます。

カイゼンの手法等について、一地域なり企業ではなく、ある程度共有化する工夫という御指摘だと思っておりますけれども、それに関しましては、関心ある方、企業に声をかけて発表会等も実施しているところでございます。今後につきましても、先行で取り組まれている事業主の中で、地域でQCサークルのように自主的な活動グループに取り組まれる動

きについても今後応援していきたいと考えております。

○高橋元委員長 簡潔にお願いします。

○佐藤産業経済交流課総括課長 三陸復興商品力向上プロジェクトの関係で、消費者の代表あるいは金融機関等についても入れてはということでございますけれども、今県と岩手県工業技術センターと岩手県産株式会社の中に、岩手県の産業アドバイザー、流通の関係者等も入っております、そういった視点から消費者の視点も含めてアドバイスをを行っているところでございます。また実際に県がアンテナショップ等で相談された商品についてテストマーケティングをかけるなど、ダイレクトな消費者の反応等も見ているところでございます。また、金融機関につきましては、直接このプロジェクトの中には入っておりませんが、商談会あるいは展示会等々で御一緒にやらせている例もございます。

○高橋昌造委員 ありがとうございます。佐藤総括課長、わかったようでわからないお答えをいただきました。ありがとうございます。

それで、ずばり言いますと、いわゆる経営力の向上です。共通課題もあれば個別課題もあるわけです。だから、佐藤総括課長の言わんとすることはよくわかるのです。それを整理整頓して、どうせやるからには、志をおかりしてやっているというか、はっきり言ってこんなことだったら、やらないほうがいいです。もう少し掘り下げた対応を考えていただきたいなど。

それから、何といたって岩手産業振興センターがあるのですから、そこが中心になって、岩手県の産業振興をどうするのだという気構えを持ってやってもらいたい。きょうはその答弁を聞いたかたのですが、どうもかみ合わないから、次に質問する元気がないのですが。いずれ商品力の向上もそのとおりです。消費者のニーズをしっかりと把握して、いいものをつくっても売れなければだめなのです。あとは情報の共有や情報の公開をしっかりとやってもらいたい。岩手のブランドの確立をどうして図っていくべきかということ、私らもそうなのですが、皆さんもともに考えていかなければならない。答弁を聞いていると、全然そういう気構えが見えないということです。

次に行きます。観光振興、観光客の入り込みから外国人観光客、教育旅行、いろいろあるのですが、次に結びつけるために、あまちゃんとか何かも大事なのですが、岩手の観光の再生をどのように捉えて、これをどのようにして成果を出していくか。それぞれのところで、外国人観光客でもいいし、教育旅行のところでもいい、こういう課題に、平成 26 年度はこういう取り組みをしていきたいというところをお聞かせ願えればと。できれば、具体的な事例をお示ししていただきながらどういう取り組みをしていくか、お願いいたします。

○岩渕観光課総括課長 岩手の観光の再生の関係でございますけれども、まず私どもで考えておりますのが三陸地域を再生していくと。ようやく、宿泊施設等についても再開が進んでおりますので、そこはしっかり対応し、三陸の観光の再生を進めていくと。その中で、岩手県全体としての観光が生きてくると考えております。観光につきましては基本的には

さまざまな産業がかかわってくる総合産業と意識をしております。そういったことを通して、関連産業の収益を上げていく中で、雇用も生まれてくると考えておりますので、観光産業だけではなく、関連する産業も含めて力強いものにしていくということがまずは重要だと考えております。

その中で、昨年度、官民一体でいわてDCをやったわけです。行政だけということではなくて、官民が一丸になってやっていくということが何よりも重要だと考えておりますので、そういった財産をこれからもしっかりと生かしながら、三陸の再生、そして岩手県全体の観光の再生というものを進めてまいりたいと考えております。

○高橋昌造委員 ありがとうございます。岩渕総括課長、観光産業は産業政策と、ジオパークとかいろいろな地域政策の問題もあるわけです。それを一つに結びつけて、そして今よく言われる着地型の観光に結びつけていただいて、岩手の観光はドル箱だと言われるぐらいの気構えでひとつ取り組んでいただきたい。それが産業政策としての位置づけになると思います。

最後でございますが、雇用対策。さっきからも出ているのですけれども、有効求人倍率、当局は1倍を超えたから、ほっとしているかもしれませんが、とんでもないと思うのです。有効求人倍率の実態を当局はどのように捉えているのか。正規、非正規雇用も含めて、それから就職してもすぐ離職するとか、いろいろな課題があるわけです。それをどのように捉えているかということ。

それから、企業誘致による雇用の創出が——まだ年度途中なのですが——かなり減っているわけなのですが、この理由は何かということと、当局が考えている企業誘致のあり方をどのように考えているのか、お示しを願いたいと思います。

○寺本雇用対策・労働室長 有効求人倍率、あとは雇用の状況等についての認識についてでございます。有効求人倍率1を超えておりますけれども、我々の仕事といいますのは、働く側、雇う側という両方の立場を考えていかなければいけないという前提が一つあると思います。その上でですが、現在の認識は、雇用の中身の問題があると思うのです。正規雇用が平成14年には70%ぐらいあったのですが、現在では62%ぐらいになっていまして、傾向的に下がってきているということがございますので、それに対する対応というのが必要だと思います。

先ほどお話がありましたけれども、緊急雇用の創出に対する安定的な移行というの、課題だと思いますし、県内の格差——県北が低いということもあります——にも注意を払って取り組んでいかなければならないと思います。それ以外に若年者、障がい者といった弱い立場の方々に対する状況も丁寧にやらなければいけないと思いますし、特に今お話がありました新規高卒者の早期離職は、3年間という意味では下がってきていますけれども、1年目の離職率はむしろ、平成22年度の21%から平成24年は22%と逆に上がってきているということがあります。1年目の離職を減らすというの、就業支援等を通じてきちんと支援していかなければならないと思っております。

また、先ほどお話ししました沿岸地域につきましては、人材不足の状況が出ているということで、決して今の状況がもろ手を挙げていいとは思っておりません。長期安定的な雇用をつくっていくことと、特に、個別に支援が必要な方々に対する支援、あとは人材が不足しているところに対する人材の確保を、職業訓練等を含めているような形で丁寧に進めていきたいと考えております。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 企業誘致に関して減少の理由、そして今後のあり方ということでございます。大きく言いますと、減少の理由の一つは、産業構造があると思います。これまで、製造業を積極的にやってきておりますけれども、弱電を中心とする電機産業というのは海外への移転が顕著になってきている。その中で、製造業で唯一残ってきているのが自動車という考え方で、この状況については、今後ますます厳しくなってくると思っております。

そしてもう一つは、先ほどから出ております人材の確保。やはり地方に出てきた今までのメリットは、首都圏と比べて安い労働力というのも一つの魅力であったと。それがなかなか人材が確保できなくなってきたというのが大きな要因と考えております。

そういった背景の中、今後我々が進めるべき企業誘致というのは、落下傘的な誘致というのは困難だと考えております。それは、地域政策とも絡んできますけれども、地域産業といかに密着させていくか、例えば林業であれば、川上の山を切るところから、最後合板工場、川下まで一体として政策的に誘導していく、このような企業誘致が不可欠になってくるのではないかと考えています。今までの工業を中心としたものから枠を広げた形で、水産業もそうですし、農業の分野についても、誘致を進めているところでございます。

○高橋昌造委員 ありがとうございます。飛鳥川総括課長のお答えのとおりだと思うのです。いずれこれからは、底上げをしながら取り組んでいかなければならないです。

最後に橋本部長に、きょうは商工業のなりわいの再生についてということですが、部長はことについて今後どのように被災地を含めて岩手の商工業に取り組んでいく心構えなのか、お聞かせ願えたらと思います。

○橋本商工労働観光部長 本日ただいま御審議いただいておりますのは、復興実施計画の第1期の基盤復興期間、最終年度に近い形での実績等について御説明をさせていただいたところでございます。事業再開率等につきましては、一定程度の進捗が見られています。それから、グループ補助金等の支援施策も効果があらわれているといったところは評価できる。今後もさらに被災地の本格的な復興に向けたときに、しっかりとそれを支援できる施策、手当てができる体制、仕組みをきちんとつくっていくということが次のステージに上がるための必要条件であるというふうに考えております。本格復興に向けた施策の充実強化をさらに図りながら、とりわけおくれておりますのが商店街等の本設移行が非常に懸念されている部分として強く認識しております。そういった部分で商工業の本格事業再開に向けた支援の強化策ということについても、県としてしっかりと取り組むべきであると考えており、必要に応じて、積極的に被災地の実情に即した施策が展開できるように、国

に対しても働きかけ、要請をし、新しい施策導入を図りながら本格復興に向けてしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 短くやります。商工業のなりわいの再生ということで、第1期の復興検証にかかわる件なのですけれども、大事なのは再生だけではなく継続が最大の問題点であります。東京商工リサーチのデータを見るまでもなく、ここに来て倒産件数が増加に転じていると。これは、やはり相当慎重に中身を分析しなければならないのだと思います。場合によっては、業種別に個別の対応、まさに先ほどきめ細かくというような話があったと思いますが、業種ごとにきちんと分析をして、どこにそのお金を入れるのか、あるいは労働移行していくのかということをごきちんと分析をしていかないと継続はできないのではないかと認識しております。そういった認識の上で、初めにお聞きをいたしますけれども、現在3,000社が営業継続、再開しているという話でありますけれども、県として、現在いわゆる好調な業種についてはどういったものがあって課題がどうなのか、そうでない業種についてはどういうものがあって何が原因なのか。震災を機に販路を拡大したとか、そういったものの分析というのはどういうふうにしていらっしゃるのでしょうか。

○桐田副部長兼商工企画室長 好調な業種、そうでない業種を個別に分析した上でどのように取り組んでいるかという御質問と受けとめました。商工労働観光部が進めている本県の産業政策につきましては、大きな課題として沿岸地域の復興、内陸部の産業振興ということで、自動車、半導体、医療機器という大きな課題を提示しながら取り組んでいるところでございます。業種別の好不調は、経済環境によって変わってまいりますので、今時点におけるということでお話をいたしますと、沿岸の水産加工業は震災で大きく痛手を受けて不調であるという事情を理解しながら、それをどう震災前に復興させ、さらに新しい形で販路開拓、あるいは製造額とか利益額を上げていくかということで取り組んでおります。

内陸部におきましては、先ほど企業立地推進課総括課長が申し上げたとおり、誘致企業を地場と連携させながら発展させていくということで、特にも自動車産業の裾野が広く、新しい自動車産業とのおつき合いの中で技術力を磨きながら新しい利益、雇用を生み出していくことを中心に取り組んでおります。

○岩淵誠委員 もう少し業種ごとに分析をされたほうがいいのではないかと思います。これは、商工業の枠を越える話でありますけれども、例えば、建設関連産業などに震災特需と言われるものがあると伺っています。これは、確かに見かけはいいのだけれども、人手不足の問題があって、県内の本当に労働力の確保につながっているのかどうか。人手不足といいながら、例えば正社員化はなかなか難しい。あるいは、流通、卸、小売りなんかについて言えば、確かに仮設店舗の再開時、あるいは商業集積の段階では、いつかはいいのだけれども、人口減少と購買力の低下によって、かなりボディブローが効いてくるとか、もう少し細かくやっていると、原因に対してのアプローチの仕方というのはそれぞれ違うわけでありまして、もうちょっと細かく業種を見ていったほうがいいのではないかと思います。

何を言いたいかという、雇用労働政策の中で、それぞれの産業があつて、実際に3月で瓦れき処理の人たちがどこかに労働移動させなければいけないという話になるわけですよ。そのときに、単純に人手不足だから特需のところに押し込もうとしているのか、あるいは地場産業の中に何がしかの対策をやってやろうとしているのか。この方向性というのは実に大切なところだと思うわけです。やはりそこに人が住み続けていくということがないと、復興の意味がありませんから、県はどこに力点を置いてアクセルを踏んでいるのか。労働政策の中でどのような考えのもとにやっていくのかというあたりを、明確にさせていただきたいと思います。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 先ほど私がお答えしたのは、範囲が狭くて、委員とかみ合わなかったことはおわび申し上げます。商工労働観光部といたしまして、業種ごとと考えた場合には、視点の持ち方といたしまして、委員からお話しありましたように労働政策、雇用対策という面で全県の本部会議を持ちまして、その中で工業から建設業も含めまして雇用対策をいかにやっていくかということの調整と施策推進を行っております。

また、先ほど観光課総括課長が、観光産業が総合産業と申し上げましたが、観光につきましても、全県の会議の中で、それぞれの地域資源をどう生かして地域を振興していくかという視点でもって取り組んでいるところをございまして、個別業種ごとに細かく分析しながら下から積み上げていくような取り組みの方策もあろうかと思いますが、現在当部といたしましては、大きなテーマを視点に持ちながら、個々の担当部局と連携しながら取り組んでいるということだと思っております。

○**岩淵誠委員** いわゆる復旧期であれば、大きな中にぶら下げていくというやり方はあると思いますが、継続して本物にしていくということであれば、ミクロの部分でまだやっていかないと、本当に大変なことになるのではないかと思っております。本当にそこに働く場所がなくて、産業がきちんと再生しないと、立派な道路とかがつくられても人が住まなければ復興の意味がないですから、そういう意味で、地場産業とのかかわりをどういうふうに政策的に持っていくのか、労働力もセットにしてどうやって持っていくのかというのをもう少し道筋を色濃くつけて出させていただきたいと思います。

それからもう一つは、沿岸の被災した企業の中で、販路を拡大した企業を見ていると、食に関連して製品のよさ、例えばカキだったり、ホタテだったり、そういったものの市場価値が高まっている、引き合いが強くなっているという企業は結構あるのです。取引するところもふえた。ところが、全体で言うと、2次、3次の部分が全部首都圏とか良くて仙台ですから、そうすると全体の取り分からすると、派生効果が県内に出てきていない。原材料生産にとどまっている。その価値は上がったけれども、トータルとして県内においてくる金が少ないというのがあるのだと思います。農商工連携というのがありますけれども、水産業と商業、工業連携、漁商工連携とでも言いますか、そういったところはなかなか見えてきていないと思うわけでありまして、これはもう少し、2次、3次の部分を地元分配到するという政策も必要なのではないかと思っております。それは、まさに観光

の考え方と同じで、全体の産業を底上げするという話になろうかと思うのですが、そういう部分も考えていかないと、マクロの話ばかりしていてももう限界に来ているのではないかと思うのですが、いかがですか。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 我々が今取り組んでおりますのは、地域資源を掘り起こして、その地域資源を価値あるものに高め、全国あるいは海外からも評価を受ながら地域振興、地域産業振興を図っていきたいと考えているところです。その地域資源といった場合に着地型観光の観光資源もありますし、委員がおっしゃった、食、水産加工業のものも当部で今お手伝いさせていただいているところでございます。農商工連携の農業は、我々は水産業も含めて現在取り組んでおりまして、水産加工品について、先ほど三陸復興プロジェクトのお話を、産業経済交流課総括課長がお話ししましたが、東京の銀河プラザで今度こういったものを新しいパッケージ、新しい量、新しい加工の仕方で作ったので、東京の消費者の皆さんいかがですかという、いろいろなテストマーケティングを行い、地域資源を発信しながら、消費者の御意見や加工業者、流通事業者の御意見を伺いながら、価値を高めていくという取り組みを絶えず繰り返しているところでございます。

したがいまして、個々の業者の方々全てに御支援申し上げているわけではございませんけれども、先ほど委員の皆様から御指摘あったように、成功例を、県内の他の事業者にも波及させながら、1次、2次、3次の方々に、よし、地域資源は価値あるものに高めていけるのだと自信と取り組みの契機づくりをしていこうと考えているところでございます。

○**岩渕誠委員** わかりました。いずれ、ある人がこんなことを言っているのです。災害があって、いろんな橋をかけたり道路をつくったりする必要がある限りは、建設業も地場産業だと。建設業は最大の地場産業だと言う人はいるのですが、私はちょっと違和感がありまして、やっぱりそれぞれの地域に固有のものを生かすのが地場産業でありまして、現状のまま進みますと、建設産業が地場産業ですというとおかしくなるし、それ以外が見えない状況なのです。沿岸も出てこないとも限らない。ですから、産業別によくその構造を分析していただきたいし、倒産企業が多かった理由をきちんと分析をして政策に生かしていかないと、一旦は会社は立ち上がったけれども、もう復興計画が完了するあたりには企業がないですという話になりますから、労働移動の話と合わせて、ぜひやっていただきたいと思えます。

○**飯澤匡委員** 雇用の対策についていろいろ議論がありましたが、私は県境に住んでいるものですから、県境の方々ともいろいろ経済活動を行っています。

宮城県の被害は岩手県の被害の大体倍ですから、復興に対するいろいろな単価、経済波及効果も全然違うのです。今は石油の需要期ですから、たくさんの石油製品が移動しています。冬の需要期だけ季節的な運転手ということで、宮城県の運送会社の方々は大体確保しているわけですが、その方は、今一人も確保できません。というのは、ほとんど瓦れき処理だとか、これから始まる建設工事に充て込んで、物すごい単価のつり上げが起きているわけです。この間まで1台4万円と言われたのが、今5万円とか6万円とかという話で、

これは口頭の市場価格ですから、正式な価格ではありません。そういうことが起きますと、ただいまたくさん議論がありましたが、これは正規雇用ではない、もちろん、緊急的な雇用形態です。そして先ほど岩渕委員からあったように、本来緊急雇用対策としては、継続性がある意味で地元根づいていかなければならない人材がそこにきちんと確保できるのかどうかという部分が非常に危うい状況にある。これは、経済の市場性からいって、遮られないものだけでも、やっぱり行政がきちっと監督しなければだめだと思うわけです。というのは、製造業にも何らかの影響が出てくると。

私はなぜ県境かということ、そろそろ定年だという岩手県の人たちが軒並みスカウトされて、要するにヘッドハンティングです。車を預けるからどうだと、大体都合のいいことを言うわけです。復興はあと10年かかるだろうから大丈夫だろうと。もう定年近いですし、行き先65歳ぐらいまで年金をもらえればいいやという計算が逆算して成り立つ人は毎朝いいわけです。8時、9時に行って5時には終わる仕事だから。ところが、その継続性というのはどこまで担保できるかわからないというのが実態ですよ。

そこで心配するのは、世界各国からの支援をいただいて、もとに戻すだけではなくて、もっとすばらしい復興をなし遂げようというときに産業基盤がしっかりなければならない。実際問題は、第2ステージに向かって大変難しい問題だと思います。問題だと思うけれども、人材の育成は、しっかり政策の上に柱立ててやらないと、経済の市場性だけに飲み込まれて、都合のいいところだけ——さっき岩渕委員は建設業と言ったけれども——さらに末端の業種にはそういう影響が出ている。要は単価でどんどんヘッドハンティングされるわけですから。あとパイも決められています。今まで経済の高度成長時代を担ってきた人たちが65歳以上になっていますから、その人たちはどんどん年をとっていき、それ以上ふえないのです。ふえない中で食い合っていて、さらに製造業の人たちまで引っ張られてしまったのでは、元も子もないと思うわけです。

したがって、単に有効求人倍率だけではなくて、求人質であるとか、しっかりと監視をして、どういう状況にあるのかというのは把握していただきたい。特にこれからいろんな社会資本の整備——今度の2月定例会でもたくさん案件が出てきますよね——どれだけ入札があって落札できるかはわからないけれども、それに踊らされた中で、本来の産業振興を見失ってはいけないと思うわけです。それに対する具体的なものというのはなかなか難しいと思うけれども、それだけはしっかり認識してください。そういうふうにして、どんどん人が、逆に内陸からも動いていますから、流動性というものをしっかり認識した上で、地域の産業振興を図っていただきたいという思いを持って質問させていただきました。何か所感があればお願いします。

○橋本商工労働観光部長　ただいま本県の産業基盤そのものにかかわる極めて本質的な御意見、また現状について御紹介いただきました。県内、特に被災地等で起きているさまざまな課題がより深刻化している部分があるということをしつかりと肝に銘じ、産業政策を進めていくに当たって、優先順位をしつかりと見誤らないように、復興の足かせとなら

ない、そしてまた未来を見据えた復興をなし遂げていくために、今すべきことは何かをしっかりとわきまえながら、例えば雇用に関しては、労働局等ともさらに連携を深め、求人質もどうなっているか、さまざまな求人の条件等はどのような中で行われて、労働移動はどのようになっているか、きめ細かく、可能な限り関係する国の機関等とも連携しながら、しっかりと対策をしていく必要があると強く感じた次第でございます。そういう視点で、今後とも産業政策にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって商工業のなりわいの再生についての調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 3点まとめて簡潔に聞きますので、しっかり答えてください。

一つは、公契約条例制定に向けて、県としてこの間関係団体からのさまざまな意見聴取を行ってきたと思いますけれども、その状況と今後の進め方、見通し。私は、あと1年ぐらいで条例制定にこぎ着けるという取り組みをしないと、県議会の請願採択の趣旨は薄れてしまうと思うので、これが第1点。

第2点は、今も議論されましたが、水産加工業の労働力確保の問題。これは、県の復興本部会議で、皆さんから復興を加速化させる上での懸念事項ということで提起をされている問題です。水産加工業の労働力確保ということでいろんな努力をされていることは私も聞いています。さまざまな就職面接会とか、釜石市の雇用促進住宅の活用とか、就職相談などをやられているとは聞いていますが、一つは、水産加工業がどこまで売り上げ、取引額を回復しているのか。そして、労働力が確保できない課題は何なのか。低賃金とかパートとか季節雇用とか、そういう課題をどういうふうに打開していくのか、これが第2点です。

第3点は、震災遺構の保存の問題です。これは、復興局が直接の所管だと思うけれども、震災遺構というのは復興のシンボルであり、観光のシンボルにもなるのです。それを示しているのが陸前高田市の一本松ですよね。一本松は保存するまではかんかんがくがくの議論がありました。一億数千万円かかるというので、被災者が困っているときに、そういうものにお金をかけていいのかというのは結構議論があったのです。しかし、陸前高田市の場合には基本的には寄附を募ってやった。実際の保存というのは、特殊な保存のやり方だったけれども、まさに復興のシンボルであり観光のシンボルになっているのだと思います。経済効果などもかなり大きいものがあるのではないかと思います。例えば宮古市田老地区の話の聞くと、被災者の間にいろんな思いがあるのです。だから、簡単にみんながみんな賛成ということではない。

原爆ドームでさえ保存が決まったのが10年後とか20年後なのです。被爆直後というのは、とてもではないけれども保存するという議論さえできなかった状況。それに似たよう

な状況が今被災地にあるのではないかと。しかし、私たちが本当に津波の恐さといいますか実態といいますか、それを後世につなぐという意味でいけば、大変大きい意味を持っていると思うし、中長期的な被災者の気持ちにも配慮した検討を進め、そして今復興支援ツアーもやっていますけれども、観光の資源にもなり得る。そういう問題について、商工労働観光部でも積極的に、被災者の気持ちを踏まえながら、関係部局と連携して取り組んでいく必要があるのではないかと。一本松の観光の効果、経済波及効果も示していく必要があるのではないかと思います、この3点についてお聞きします。

○千田労働課長 公契約条例の制定に関しての取り組みでございますけれども、庁内に設置しましたチーム会議におきまして、県内の主要関係団体を個別に訪問いたしまして、労働団体でありますと連合、労連、建設労働組合連合会。使用者側団体としましては経営者協会、建設業協会、労働局にもお話を伺ってまいりました。

総じて申し上げますと、労働団体の方々からは早期制定について強い御要望をいただきまして、その必要性についても御意見をいただきました。それから、事業主側団体においては、公契約条例の存在そのものについての情報はまだまだ十分持っておられないようでございます。

それから、お話を伺ってまいりますと、労働者の賃金の確保ということにとどまらず、当該業界の人材不足にどう対応していくかという問題がどんどん広がっていく話になりまして、総合的な視点で公契約、県が発注する工事、委託契約等のあり方がどうあるべきか、条例制定も含めてもっと検討が必要かと思っております。

今後の取り組みでございますけれども、関係団体のヒアリングが一巡したわけですが、特に建設業関係には2巡目、3巡目という格好で、もう少し突っ込んだお話を聞かないといけないなと思っております、関係団体からいろいろ意見を聞いたり、当部からも全国の状況も含めまして情報提供するなりして、認識を高めるような取り組みをしながら、条例の制定についてさらに検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○佐藤産業経済交流課総括課長 水産加工業におきます売り上げの回復状況等についてでございますけれども、県の復興局が行いました被災事業者の復興状況調査によりますと、8月1日時点の状況でございますけれども、売り上げが被災前と同程度、または上回っていると回答いたしました事業者は13者、14.1%でございます、前回の調査と比べますと約3%増になってございますが、まだまだ厳しい状況にあると存じております。

○寺本雇用対策・労働室長 水産加工業の労働力の確保についてでございます。これはまさに課題になっておりまして、この1年間ずっと取り組んできているところでございますけれども、柱立てとしまして、地域内での労働力の掘り起こしが必ず必要だと考えておりまして、種々の緊急雇用の方とか、あるいは瓦れき処理の方等々を含めまして、マッチングを今も継続して進めているところであります。

また、水産加工業のイメージアップを図っていかなければいけないということがございますし、その前提として、賃金が低いということもありますから、先ほども申し上げまし

けれども、カイゼンのところの取り組みを主に進めております。

また、地域外からの労働力の確保ということで、住居の確保につきましては、釜石市で進めていることについては御紹介したところでございます。

また東京とか、U・I ターンフェアにおいて、過去には人材確保を進めていまして、一生懸命今取り組んでいますけれども、なかなか目に見えた形にはなっていませんが、来年度の緊急雇用とか、そういうものを含めつつ、総合的にマッチング、水産加工業のいいところを紹介しながら丁寧に対応していきたいと考えております。

○岩瀨観光課総括課長 震災遺構の関係でございますが、委員御指摘のとおり、例えば陸前高田市においては寄附を通して一本松が保存されるというケースが出ております。遺構につきましては、被災者の心の問題というのがございますので、私どもそこになかなか踏み込むわけにはいかないわけでございますが、被災者の方々の御理解を得て、震災遺構が残るというものであれば、やはり県としても観光という部分でも、被害を後世に伝えるという意味も含めて、活用していくことは重要だと考えております。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。大変御苦勞さまでした。

次に、教育委員会から、いじめの状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○大林生徒指導課長 それでは、平成 24 年度児童生徒の問題行動等調査（いじめ）の状況について御説明申し上げます。このデータは、昨年 12 月 10 日文部科学省から公表されたものであります。

まずは、平成 24 年度内のいじめの認知件数は、小学校 1,468 件、中学校 597 件、高等学校 196 件、特別支援学校 25 件、合計で 2,286 件。平成 23 年度が 331 件でしたので、総数では 6.9 倍の増加となりました。なお、平成 24 年 8 月に行ったいじめ緊急調査時の件数が 2,004 件でしたので、それとの比較では 282 件の増となっております。

次に、2、認知件数の過去 5 年間の推移を見ますと、合計では 400 件台が続いて、平成 23 年度が 300 件台となり、平成 24 年度は先ほど申し上げましたように大幅な増加となっております。

次に、いじめ発見のきっかけについて、これは学校の教職員等が発見した場合と、教職員以外からの情報により発見の二つに分かれますが、その結果につきまして、例年と大きな違いが見られました。表の中の比率を見ていただくと、括弧内が 23 年度調査結果になりますが、教職員等が発見した割合が前年度の 2 倍以上となっており、その内訳を見ますと、アンケートによる発見が 6 割を超えております。例年で申しますと、一番割合が高いのは本人からの訴え、続いて当該児童生徒の保護者からの訴え、アンケート調査というパターンだったのでございますけれども、今回の調査ではこの表のような結果となりました。

その理由として、調査対象の全ての学校、今回いじめを認知しなかった学校も含めさせていただきます。アンケート調査を実施したこと。そのうちの約4分の3が複数回のアンケートを実施していると。多い学校では、年に4回以上実施した学校もございました。あとはアンケートの質問項目や内容の工夫などが挙げられます。また、連日のマスコミ報道などにより、児童生徒のいじめに対する意識が高まり、このことがアンケートに反映されたのではないかと考えております。

2ページをごらんください。次に、いじめられた児童生徒の相談の状況ですが、学級担任への相談の比率がかなり増加いたしました。これは、先ほど示したアンケート調査とともに、定期的な教育相談を実施していることがその要因と捉えます。その一方で、誰にも相談しないの比率も増加したことは課題であります。学校生活の中で、児童生徒の一番身近にいるのは学級担任でありますし、全教職員のアンテナを高くすること、保護者との連携を密にすることなどに取り組みながら、子供たちの声を拾うことが必要であると考えております。

次に、5、いじめの態様で、これは複数回答となっておりますが、冷やかしやからかい、仲間はずれ・無視、軽くぶつかられたりたたかれたりなどの三つが例年と同様に上位を占めました。また、ひどくぶつかられたりたたかれたり、金品をたかられる、金品を隠されたり盗まれたりなどの悪質ないじめの件数が大幅に増加したことを重く受けとめ、未然防止に向けた取り組みをより強めていく必要があると捉えております。パソコンや携帯電話での誹謗中傷は、小中高、どの校種においても認知されており、件数も増加しております。前年度の件数を申し上げますと、小学校がゼロ、中学校が4件、高等学校が12件、特別支援学校がゼロでありまして、合計で16件ということなのですが、いずれこれについては件数かなり、どの校種においても増加しております。インターネット上のトラブル、いじめ等は、今後ますます増加する傾向にありますので、県教育委員会として大きな課題と捉え、各校長会や関係機関と連携をしながら取り組む必要性を感じております。

次に、6、いじめの現在の状況ですが、解消率を見ると、小、中、高、特別支援学校、どの校種においても前年度と比較して高い数値を示しており、全体で98.4%となっております。各学校でいじめを丁寧に洗い出し、その解決に向けて努力をした結果と捉えております。

3ページをごらんください。次に、7、学校におけるいじめの問題に対する日常の取り組みについては、職員会議等を通じていじめの問題について共通理解を図った、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った、児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したが上位三つとなりました。

なお、この調査は複数回答可でありまして、11項目につきまして、全ての学校が何らかの取り組みを行っており、平均しますと1校当たり4から5項目の取り組みが行われております。

最後の8、いじめの発生状況の推移についてであります。これは、昭和60年度から平成24年度までの全国及び岩手県の状況が記載されております。ここでは、全国の件数において大幅に増加した年度、具体的には昭和60年度、この年は東京都中野区立富士見中学校の鹿川君が盛岡駅のフェザン地下で自殺を図ったということで、いじめによる自殺が日本で初めて社会問題化した年であります。次は、平成6年度、愛知県の大河内君事件、このときには、多額の現金も動きました。次が平成18年度、北海道滝川市の小学校6年生女子の自殺を機に、全国でいじめ自殺が連鎖した年であります。この年に、それまでのいじめの定義が変更されるとともに、これまで発生件数と表現されていたものが、認知件数と変わりました。そして、平成24年度、大津市の事件を機にいじめが社会問題化しまして、マスコミで大きく取り上げられた。これは第4の波とも呼ばれております。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○高橋元委員長 ただいまの報告に対して、何かありませんか。

○小西和子委員 認知件数がふえたことに対して憂慮しているものであります。

この数値について、県教育委員会としては、まずどのような所感をお持ちなのかということから入っていきたいと思います。

○大林生徒指導課長 先ほどの最後の部分でもお話をさせていただきましたが、大津市のいじめ事案を発端に、いじめが日本全国で大きな問題となりまして、また注目を浴びたと。学校現場においては、この影響は少なからずあったと思いますし、教員のアンテナの感度、あとは子供たちの感じ方にもかなり影響があったと考えられます。県内の総数が2,286件となりましたが、全国の状況を見ますと、一番認知件数が多かったのが鹿児島県で3万2,167件、一番少なかったのが佐賀県で207件となっていることでもありますので、認知の仕方についても課題があると捉えております。

県教育委員会といたしましては、各学校が本人や保護者からの訴えやアンケート調査、学級担任の発見など、いじめ事案に対して丁寧に対応した結果が、2,286件という数字にあらわれてきたものと捉えております。

○小西和子委員 ありがとうございます。私も現場にいたときには、アンケート調査というのは日常的に行っておりましたし、子供が自分自身でいじめられたと思えば、それはいじめなわけですから、そういうことなのだと思いますけれども、ただし5番の悪質な件数というのがかなりの数に上っているということについて、これはなぜこうなのか、担任だったり、周りの教員だったり、保護者だったりをもっと早く察知して対応できなかったのかなという思いがあります。このことにつきましては、前年度と比較しての何か所感がありましたらお願いいたします。

○大林生徒指導課長 アンケート調査で今回はかなりの発見があったというようになるところになりますが、アンケート調査がオールマイティーではなくて、結局それまでのところの部分、もしくは近々のところの部分しか発見できないというところもあります。あくまでこれは答える側の意識の部分もありますので、その辺のところはアンケート調査だけで

はなくて、さまざまな機会を捉えながら発見をする努力をしていかなければならないと思っております。

あとは、いわゆる悪質ないじめにつきましては、今回 573 件、ひどくぶつかられたり、たたかれたりから嫌なことや恥ずかしいことという数字が 573 件。これは複数回答になりますので、全部で 3,208 件のうちの 17.9%を占めているという。これは、例年に比べても、そんなにパーセンテージとしては変わっていない部分がありますが、悪質なものが 573 件ということにつきましては、重く捉えていかなければなりませんし、今委員がお話しされましたように、もっと早い段階で周りの大人たちが気づかなければならない問題だったのではないかと感じております。

○小西和子委員　そこで、7に日常の取り組みということが列挙されているわけでありませけれども、前にもお話をしたかと思いますが、教職員が子供と向き合う時間というものをもっとももっとつくっていかなければならないと思います。私も現場にいたときは、自分自身は、5分ぐらいで給食を食べて胃薬を飲んで、あとは丸つけをしたり、子供たちの日記に返事を書いたりという生活を何十年とやってきたわけです。休み時間も子供と一緒に遊びたい、話をしたくても業務が山ほどあるということから、先生、先生と来ても、こちらでは聞きながら、ああ、そうか、そうかという感じで過ごしてきたので、それから比べても、今はかなり過密だということを聞いております。教職員が子供と向き合うための時間確保について、県教育委員会としてこれまで取り組んできたと思うのですが、いじめをなくすためにも重要なことと思いますが、どのように取り組んでいらしたのか、お伺いします。

○堀江教育次長兼教育企画室長　先生が忙しいということに対してはいじめに限らず学校現場でさまざまな教育活動を円滑に行うためには、できるだけ子供たちに向き合う時間をふやす、これは委員のおっしゃるとおりでございます。私どもこれまで県立高校の実態調査、あるいはさまざまな団体との意見交換を踏まえながら、現場の意見をよく聞きながら業務の精選、あるいは部活動についても適正な時間での実施といったものについて取り組んできたわけでございます。前回の常任委員会の場合でも担当課長から答えておりますが、引き続きできるだけ、特に事務的な業務について、なるべく教員の手を煩わせないようなやり方について、委員会事務局内部でも十分検討させていただきたいと思っております。

○小西和子委員　本当に本気で取り組んでいただきたいですし、前回の常任委員会で答弁していただきましたけれども、県教育委員会が一体となって教職員の多忙化解決に向けて取り組むという決意を教育次長から答弁いただきましたので、あしたと言わずにきょうから、ぜひ実行していただきたい。そして、何よりもいじめによって子供たちは大きく心を傷つけられます。中には、もう学校に出て来られなくなっている子もいるのではないかと、この数値を見て私は悲しくなりましたが、そういう子供をゼロにするためにも、ぜひ教職員の多忙化解決、それから子供たち一人一人に寄り添った学校運営、学級運営を

していただければと願っております。よろしくお願いいたします。

○高橋元委員長 この際、3時15分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 それでは、いじめの問題について、平成25年12月10日に公表された内容について報告がありました。特にいじめの対応で、先ほどの説明もあったけれども、ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする、金品をたかられる、金品を隠されたり、また嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりすると。本当に命にかかわるというか、凶悪な件数が573件、17.9%を占めたと。ここにかなり深刻な実態が示されたのではないかと。去年の件数が351件ですから、それを超えるような深刻な事態が今回の調査で出たと。ここを本当に真剣に受けとめ、そして本格的な取り組みをしなければ大変なことになると思いますが、まず教育長にお聞きしたいのだけれども、教育委員会ではこの実態、報告をどう受けとめ、どういう議論がされたのか、今後教育委員会としてはどういう方針で取り組もうとしているのかをまずお聞きしたい。

○菅野教育長 委員から御指摘のあったとおり、これは平成25年12月10日に国から一斉に公表されました。実は、それ以前に国から内報がございましたので、いち早く教育委員に状況を御説明する必要があるということで、12月だったと思いますが、教育委員協議会が直近で開催されましたので、まずはその場で本県の状況及び全国の状況はこういう状況ですと御報告を申し上げました。それに対しまして、委員から、かなり深刻な問題であるということと、率直に言って驚きのお話がございました。それから大津市の事件との関連でのお話もございました。

さらに、今委員がおっしゃったとおり、ふえた理由、具体的一つ一つの事案についての対応、それから学校として現在どういうふうに取り組んでいるのか。現在もいじめが継続して深刻な事案になっているのがあるのかなのかというお話、現況のお話と、それに対して教育委員会としてどう対応すべきか。特に昨年度からいじめに関する緊急的な研修会を実施しておりますので、その研修会の実施状況、それに向けての研修会の教員の評価、そういったことが議論になり、教育委員会挙げて今後ともいじめ根絶に向けて取り組んでいかなければならないという議論がなされたところでございます。

○斉藤信委員 件数からいっても、これまで調査以来最高で、中身からいっても凶悪ないじめが去年の報告件数を超えるような17%を占める。二重三重に、今回のこの事態を、本当に深刻に受けとめる必要があると思います。そういう点で、一つは教育委員会、さらには教育委員会事務局全体で、そういう認識がまず出発点にならないと、問題があるところでやればいいのかということでは済まない。どの学校にもこういういじめが起きておかしくない状況ですから、全ての学校でやるべきではないかと。教職員全体がいじめの問題については一致して取り組む認識と体制が必要なのです。

先ほど報告を聞いたら、教職員間で共通理解を図ったというのが 613 校で 95.2%だと。しかし、校内研修を実施したというのは 277 校で 43%となっている。ここに全体として認識のずれがあるのではないかと。これだけ全国的な社会問題、教育問題になったときに、岩手県の調査からいっても、この問題は本当に子供の命にかかわる、人権にかかわる問題として、そして緊急課題として取り組むということが大事だと思うけれども、校内研修が 43%にとどまっているのはなぜなのか。毎年毎年こういう研修はやられるべきだと。全国の事例もいろいろ聞いているけれども、形骸化しないで毎年毎年それをやるのが教員の認識、子供たちとの信頼関係をつくるというのは大事だと思うけれども、その点お答えいただきたい。

○大林生徒指導課長 いじめの問題に関する校内研修を実施したというのは、平成 24 年度の調査の新規の質問項目でありまして、それが 277 校で全体の 43.0%という数字はこのとおりでございます。これは、いわゆる指導主事を招聘したり、もしくは外部講師を招聘しながらの研修会という位置づけ、あるいはかなり時間をとっての研修会というような位置づけだったのではないかと思います。これについては、もっとふやしていかなければならないことだと思います。

一方で、職員会議等を通じて、いじめ問題についての教職員間で共通理解を図ったというのがほぼ 95%と、100%により近い数字になっております。例えば今年度も 4 月、5 月、6 月と校長会議とか、生徒指導主事を集めての研修会をやりまして、その全校的なものは、ここに含まれているものではないかと感じております。毎月の職員会議もしくは特出しの何か時間を使ってというもので、2 時間とか昼の時間をとっていないにしても、職員会議の中ではいじめに関する共通理解を図る時間を必ず設けていると思いますので、いじめの研修会も含めて、もっとこういう取り組みを進めていかなければならないと思っております。

○斉藤信委員 いずれにしても、校長の間の認識にずれがあるのだと思います。これだけ深刻な実態と、教育行政上、学校運営上、最重要緊急課題という位置づけで取り組んでいないのだと思うのです。職員会議でテーマにするのは当然です。でもこれはいろんな課題がある中で、やらないよりやったほうがいいけれども、それでこの問題に学校全体として取り組むことにはならないと思うので、毎年全ての学校でいじめの問題についてはしっかり研修に取り組んで、何か起こったら教職員全体ですぐ対応できる体制、対応策まで意思統一をするということが必要ではないかと、改めて強調しておきます。

二つ目、いじめの対応件数の把握なのですけれども、3 のところです。学校の教職員が発見というのが 1,645 件で 72%と。ただ、リアルに見ると、アンケート調査など学校での取組により発見というのが 1,395 件、61%。アンケートというのは、子供の自主申告です。61%は子供の自主申告なのだから。そういう意味でいくと、子供たちから絶えず情報を機敏につかめるような体制が必要だと。

実際に担任の先生が見つけた、その他の教職員が見つけたというのは、10%そこそこな

のです、直接先生が見つけたというのは。見つけにくいというのと、もう一つが先ほど小西委員が言ったように、多忙化で余裕がないという、二つの理由があるのだと思うのです。

子供たちを信頼したアンケートの取り組み、子供たちの率直な自主申告がされるような関係をつくっていくことが大変大事ではないかと。

こういうふうに分けると、学校教職員の発見となるけれども、実質は子供の自主申告ですよと。そこもリアルに見ていく必要があるのではないかと思います、その点どうですか。

○大林生徒指導課長 委員御指摘のとおりの部分も、そのとおりあると思います。ただ、例年とここがなぜ大きく違ったのかということについては、我々も注目していきたいと思えますし、あとは今までもアンケートについては各学校で必ずやってくださいという通知を出しておりましたが 100%になっていなかった状況もありました。今回の調査では、100%やっているということもありました。今子供の声を素直に聞けるようにというお話がありました、そのためのアンケートの質問項目の工夫の部分とか、単にいじめに特化するわけではなくて、何か悩みがありませんかと、学校生活の学校生活アンケート的なものの中で子供たちの声を拾い上げた部分もあったのかとは感じます。いずれ、ここについては、この前の教育委員会議の中でも、数字だけではなくて、中身についても、しっかりと未然防止もしくは今後の対応のために伝えるようにという指示もありましたので、今後さまざまな機会に伝えていかなければならないものと思っております。

○斉藤信委員 これだけいじめが激増した、深刻化した、その背景というのも、すごく大事だと思うのです、この分析、原因というのは。子供たちをめぐる教育の状況、社会の状況が激変しているのだと思うのです。議会で何回も取り上げているけれども、国連子どもの権利委員会が、何を日本の教育の問題として一番指摘しているかということ、競争主義的な教育です。学校で競争、競争と子供たちを苦しめていると。精神が脅かされているところまで、国連子どもの権利委員会が指摘していることをしっかり受けとめる必要があるのではないかと。だから、学力テスト体制というのも考えていかななくてはならない。

なぜ激増しているか。子供たちをなぜ苦しめているのか。いじめる側にはいじめるだけの理由があるのです、ストレスがあるのです。いじめられる子供たちの命と人権を守るのは最優先だけれども、いじめる側の問題も解決していかないと、これは解決しませんので、教育上からいけばテスト、テストで絶えず比べられる問題というのも、最も大きな要因にあるのではないかと。もう一つは、弱肉強食の大人社会です。大人社会自身が成果主義、競争主義になっている、弱肉強食になっていることがもう一つの大きな要因で、学校というのは、こういう二つの歪みから子供たちを守る役割があるのだと思います。子供たちの成長を阻害しているというか、歪めるそういうところから最大限子供たちを守り、子供たちの学力、人間的な成長を最大限援助するというか、そこに学校の役割があると思うけれども、激増した理由、要因、その点についてどうお考えかお聞きしたい。

○大林生徒指導課長 先ほどお話をした部分と重複する部分がありますけれども、世の中

のさまざまな影響というのは、いじめの報道の部分を含めてですけれども、そういう中での子供の感じ方、捉える側の教員の感じ方というものについても、より敏感になったということもあると思います。あとは、子供たちの中で、さまざまなトラブルが発生する部分については、当然何もないということはないわけですので、解決の仕方ということについても子供自身の中でできない。それがより深刻ないじめに発展した状況も出てきているのではないかと捉えております。

○**齊藤信委員** 私が指摘していることをストレートには言えないのかもしれませんが。ただ私は、教育委員長とも議会ではよく議論しているのですけれども、国連子どもの権利委員会の勧告というのは4年ごとに3回行われているのです。3回とも共通してこの問題が指摘をされて勧告されているのです。これは、子どもの権利条約というのは日本の法律に優先するものなのです。子どもの権利条約に基づく日本政府に対する勧告というのを、私は教育委員会自身がしっかり受けとめて、県教育委員会としても子供の権利を守る取り組みに役立てる必要があるのではないかと。改めてこれは教育長にお聞きをしたい。ぜひ教育委員会でも、時間をとってきちんと議論して、岩手の教育に生かすべきではないか。

最後ですけれども、私は子供の力、学校の力で、いじめを打開していくというのが一番の解決の道だと思います。そういう点で、いじめのない学校がいい学校ではなくて、日常的に子供たち自身を主役にして取り組んで、そういう学校をきちんと紹介していく。上意下達にならないで、現場で頑張っている学校というのは少なくともあるわけですから。そういう学校の取り組みをどう多数派にしていくか。それは県教育委員会自身がリアリズムで使わなければだめだと。具体的な取り組みをすべきだと思いますが、これを最後に聞いて終わります。

○**菅野教育長** 委員御指摘のとおり、いじめの問題はどの学校でも起こり得る非常に喫緊の課題だということは、委員長がそれぞれの学校、子供たちに対するメッセージの中で、語る述べているところでございます。県教育委員会といたしましても、子供たちを取り巻く環境は非常に多様化してきている。そういった中で、学校がどう子供たちを育てていくべきかということは大きな課題だと思っています。先般の12月定例会でも、委員長といろいろ御議論いただきましたが、全国学力調査のお話も含めて、前回の教育委員会でも委員から御指摘のあった点、委員長の答弁をめぐって各委員からもいろんなお話がございました。そういった点、常々教育委員会を取り巻く環境が変化してございますし、常にそういったいろんな御意見に耳を傾けながら、教育委員会としていろいろ議論をさせていただき、子供たちにとってよりよい教育環境をつくるよう努力してまいりたいと思っております。

○**作山教育次長兼学校教育室長** 今委員御指摘のとおり、各学校において主体的に取り組む、まさにそのとおりでございます。各学校でいじめ問題を学校経営の基軸に据えて、なくそうとする努力と、それから起きたときにはいかにして組織的に素早く対処するかという二つをキーワードにして取り組んでいく必要があるのではないかと。本当にそのとおり

だと思えます。ただ、先ほどからいじめが激増していると、それもいじめ、いろんな状況が出てきていると。

いじめの難しいところは、まさにさっき小西委員がおっしゃったとおり、いじめられたという子供と、いじているという子供との関係性の中で、そこまで入り込んで解決しなければならないということなのであります。したがって、各学校で、そのとおり起きたのを、ただなくそうとすることは、なくなり絶対しないのです。ヤマアラシのジレンマの中で人間関係のトラブルなので、小学校1年生から子供同士の悪口を言い合ったり、ちょっと触れ合ったりしながら、教員が入ったり、子供たち同士でやってくるという人間関係の練習の場でもあります。それを教員がアンテナを高くしながらそこに入っていくということが大事なのではないかと考えています。

あえて言わせていただきますが、非常に荒れている学校なり、あるいはすさんでいる学校があるのかもしれませんが、それがもしも斉藤委員のおっしゃるとおりであれば、競争主義なりなんなりが変わらなければ学校から問題が消えていかないかということはないと思えます。確かに一般的にそうした競争の社会だとか言われることは一般論としてはあるかもしれませんが。各学校で主体的に取り組むときには、もうちょっと違う見方があるのではないかと。ある程度の競争も必要かもしれませんが、ある程度の切磋琢磨も必要かもしれません。ある程度のヤマアラシのジレンマという中で人間関係の練習も必要かもしれない。でも、いじめられたという子供をつくってはだめだという気持ちで取り組まなければならないと思っております。

○**斉藤信委員** 私はやめようと思ったのだけれども、作山次長の答弁は少しづれがあるので、私は率直に指摘しておきたいと思えます。

全国的に、そして岩手県でもこれだけ深刻ないじめ、件数でも中身でも出ているという、その背景に何があるかと。子供をめぐる教育上の問題、もう一つは社会の歪みという、私は二つの問題を指摘しました。そして、その教育の歪みというのは、世界の流れから見たら、もう10年来指摘されている、世界の常識から見たら、やっぱり日本の教育は異常だと言われている問題なのです。だから、私は子供をめぐる教育の歪みというのと、社会のひずみというもの、やっぱり大きな二つの問題というのはしっかり捉えて、だからそういうひずみ、歪みから子供を守る学校でなくてはならないという問題を提起した。

いいですか、具体的ないじめの問題がイコールそうではないのです。具体的ないじめの問題は、その子供の家庭から友達関係から、いろんな具体的な要因で発生するのです。背景の問題と具体的な原因というのは違うわけです。そこに普遍的な関係があったとしても、直接それが全て理由になるということではないのです。それは余り単純に考えないで、全体的な背景、問題というのと、個別のいじめの原因、要因、子供の問題というのは、それは分けてしっかり取り組むというのは当然の話です。

そして私が一番強調したいのは、子供が主役で乗り切ることが一番大事なことですよと。今いじめを許さない子供の人權感覚、教室、学校というのが我々の目指す取り組

みなのです。ただ、この問題は、毎年学年がかわっていったりする中で、単純に継承されないのです。だから、毎年毎年粘り強い取り組みをしないと、すぐ形骸化してしまうということで、わかっていることだと思いますが、大変切実で重大な問題ですから、繰り返しますが、教育委員会でも、学校長の間でも認識を一致させて、出発点のところ、最優先課題、重要課題ということで取り組むようにしていただきたい。

○**神崎浩之委員** 文部科学省が設定して、バックしてきた項目でありますので、少し味気ないような気がしているわけでありまして。私も、去年、それから昨年と個別のケースでのやりとりが何回もあったということで質問させていただきますけれども、大きく二つ質問してまいります。

まず一つは、いじめというのは自殺の要因になるということです。滋賀県の問題から大きく最近取り上げられているわけでありまして、自死の要因になるということのほかには後遺症として精神疾患、例えば鬱とかPTSD、乖離性障がい等、そういう精神疾患を引き起こすと。それから、病気には至りませんが、精神的な不調を起こすという、この2点を二次的な問題として対応することが必要だと思っております。

そこで、この項目には詳しい内容までないわけなのですが、本県の場合、児童生徒の自死の状況、自殺についてはどういう状況なのか。それから、精神疾患の状況についてはどういうふう把握をしていらっしゃるのか。それから、それらの対応、特に精神疾患について対応されていることがあればお聞きしたいと思います。

○**大林生徒指導課長** まず、自殺の状況ということになりますけれども、平成24年度につきましては高校生が6名自殺をしたということになっております。ここ5年間の状況を話をしますと、平成24年度が高校生6人、平成23年度が高校生2人、平成22年度が高校生4人と中学生1人。平成21年度が高校生3人、中学生1人、平成20年度が高校生3人、中学生1人というデータになっております。精神疾患等については、まとめておりませんので、ここでの答弁はできないということになります。

○**神崎浩之委員** 今回は、文部科学省の調査の報告ということでありまして、この3番目、いじめの発見のきっかけと書いてありますが、いじめの早期発見というのは、精神的な不調の早期発見と同じような状況があると思っております。いつもと違うサインに気づくことというのが大切だと、これ精神の対応と同じなのですけれども。

そこで、いじめを含めてさまざまな要因に、児童生徒に起こるいつもと違うサインに気づき対応するという意識というのが大人にとっては非常に大切だと思っております。テレビ報道の記者会見なんかを見ても、気づかなかつたとか、それから聞いたら大丈夫だと言ったと、いつもと変わりがなかったというような記者会見が目につくわけですので、そこで学校において、いじめ発見のきっかけと書いてありますが、学校においてこの子供たちの変化のサインに気づくために日常の健康観察が重要だと思っておりますが、こういうようなことを皆様方はどういうふうに行っているのか。例えば、学校現場において時間帯とか、どういう場でサインに気づくか、何か健康観察を実践するため

の工夫等があれば教えていただきたい。

○大林生徒指導課長 まず健康観察につきましては、毎朝の始業前のホームルームのときに、保健委員等が、例えば風邪を引いている人はいませんかとかという形の健康観察については毎日行っておりますし、同様に学級担任が子供たちの顔色を見ながら、学校によっては毎朝一人一人呼名をしながら、点呼をとりながら対応をしている場合もあると思います。

あとは、先ほど御指摘がありました心の不調の部分をどういうふうにつかむかということにつきましては、全部の学校がやっているということまでは捉えておりませんが、いわゆる個人ノート、生徒が個人で学級担任との個人ノートもしくは毎日のさまざまなことを書くダイアリーの的なものがあるのですけれども、その中にさまざま子供たちの表現で、ちょっとこれは心配な部分があるという捉えをしている学校もあると考えております。

○神崎浩之委員 岩手県教育委員会も、長らくいじめについては対応されてきたと思っております。20年ぐらい前に、リーフレットで育てよう思いやりの心とかというのを作成しておりますし、大津市のいじめ問題が出る前の平成21年には、いじめ問題への初期対応と対応マニュアル作成も行われての大津市の事件があるわけなのですが、私の質問は、そういうことを意に酌んでいただいて、ぜひ学校現場で見過ごさないでいただいて、心で悲鳴を上げている生徒に対応していただきたい。要望を含めて質問をいたします。コメントをよろしく願いいたします。

○菅野教育長 実は昨日、全国から派遣をいただいている、来ていただいている臨床心理士の方々と、委員長を含めて意見交換を行いました。その際、今委員から御指摘のあったとおり、まずは子供たちの回りに、すぐそばにいる教員がアンテナを高くして、子供たちの状況のほんの小さな変化でも、まず捉えて、専門家である臨床心理士につないでいくことの重要性が特にお話のあったところがございます。また、そのため先般県内の教員を対象とした研修会も開催いたしました。この際、京都大学の臨床心理の先生に来ていただいて、どういった点で子供たちの状況をどうやって気づくのかという、そういうお話もいただきました。その先生からも、日常的に専門家とは違う目で、常に子供たちの変化を見ている教員の気づきの大切さというものの強調と、どういったシグナルを見逃さないことが大事なのかというお話もございました。地道にそういう研修会を行い、また臨床心理士、専門家とも連携しながら、一つ一つ教員の対応力を上げていきたいと思っておりましたし、また現在実施しております心と体の健康観察、児童生徒の毎年毎年のアンケート調査を行って、子供たちの心の動きを常に把握すると、そういう取り組みも継続的に続けていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、子供たちのちょっとした変化も見逃さず、子供たちに適切に対応できるよう、引き続き私どもとしても努力してまいりたいと思っております。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会からの報告を終了いたします。執行部の皆様は退席されて結構です。ありがとうございました。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の1月の県外調査についてであります。お手元に配付しております平成25年度商工文教委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。